固定資産除却費	同上	—	同上	—
共有設備費等分担額	—	発電設備の帳簿原価比		
共有設備費等分担額（貸方）	—	同上		
建設分担関連費振替額（貸方）	発電設備の帳簿原価比	—	—	直課された人員数比
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	—	発電設備の帳簿原価比	—	同上
電気事業財務費用	—	発電設備の帳簿価額比	—	同上

様式（第２条、第６条関係）

部門別収支計算書

事業者名

年　　月　　日から
年　　月　　日まで

（単位　千円）

	特定需要部門 (8)	一般需要部門 (9)	特定需要・一般需要外部門 (10)	合　　計 (11)＝(8)＋(9)＋(10)
電気事業収益 (1)				
電気事業費用 (2)				
電気事業外収益 (3)				
電気事業外費用 (4)				
税引前当期純利益又は純損失 (5)＝(1)－(2)＋(3)－(4)				
法人税 (6)				
当期純利益又は純損失 (7)=(5)−(6)				

備考　特定需要部門、一般需要部門及び特定需要・一般需要外部門には、次の各号に規定する事項を記載すること。

１　特定需要部門には、特定小売供給に係る収益、費用及び利益の額

２　一般需要部門には、一般の需要に応ずる電気の供給に係る収益、費用及び利益のうち特定小売供給に係るものを除いた額

３　特定需要・一般需要外部門には、上記１及び２以外の事業に係る収益、費用及び利益の額

注　記載すべき金額は、千円単位をもって表示することができる。ただし、営業収益の額が千億円を超える事業者は、「(単位　千円)」を「(単位　百万円)」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。

○経済産業省令第四十六号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十四条の五の規定に基づき、電気事業託送供給等収支計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日　　経済産業大臣　林　　幹雄

電気事業託送供給等収支計算規則の一部を改正する省令

電気事業託送供給等収支計算規則（平成十八年経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

12. 法第24条の３第１項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に定めた原価算定期間が経過した事業者は、８．の規定により作成された超過利潤計算書を基に、様式第１第11表により乖離率計算書を作成すること。

別表第二に次のように加える。

12. 法第24条の３第１項の規定により届け出た託送供給約款の料金を算定した際に定めた原価算定期間が経過した事業者は、８．の規定により作成された超過利潤計算書を基に、様式第２第11表により乖離率計算書を作成すること。

様式第一の第八表の記載注意１中「場合」の下に「及び電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送給等約款料金の算定に関する省令（平成27年経済産業省令第57号。以下「附則託送算定規則」という。）附則第３条に規定する一般電気事業者以外の一般電気事業者が、附則託送算定規則第25条第１項の規定により設定した料金を実施する場合」を加え、同記載注意３中「託送算定規則第19条第１項」を「附則託送算定規則附則第３条に規定する一般電気事業者以外の一般電気事業者が、附則託送算定規則第25条第１項」に改め、同様式に次の一表を加える。

第11表

乖離率計算書

１　乖離率（補正前）

項　　目	値	備　　考
想定原価（百万円）(①)		
想定需要量（百万kWh）(②)		
想定単価（円／kWh）(③＝①／②)		
実績費用（百万円）(④)		
実績需要量（百万kWh）(⑤)		
実績単価（円／kWh）(⑥＝④／⑤)		
乖離率（%）((⑥／③－１)×100)		

想定原価及び想定需要量は、　　年　　月から　　年　　月までの　　年の合計とした。

実績原価及び実績需要量は、　　年　　月から　　年　　月までの　　年の合計とした。

（記載注意）

１　想定原価は、法第24条の３第１項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に整理された送電・高圧配電関連原価の合計額に低圧配電費並びに低圧配電費に割り当てられる追加事業報酬、遅収加算料金、電気事業雑収益、預金利息、事業税及び電力費振替勘定（貸方）の額の合計額とすること。

２　想定需要量は、法第24条の３第１項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に整理された送電・高圧配電関連需要の量とすること。